

推進体制

それぞれの取組

この指針のめざす「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、県民、民間団体、企業においてもそれぞれ果たす役割があり、行政との理解と協力のもとに活動（協働）していく必要があります。

県民の取組

人権は、すべての人に等しく保障されたものです。したがって、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することが求められます。お互いを認め合う人権感覚を培うために、また、さまざまな人権問題を正しく理解するために、自主的な取組をしましょう。

地域社会の取組

さまざまな人権問題を地域で学びあうための活動など、自主的な取組をしましょう。

民間団体等の取組

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組をしましょう。

企業の取組

公正な採用の促進、企業内研修の充実、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶など企業内における人権尊重の確保や自主的・計画的な啓発活動の推進などの取組が求められます。

市町の取組

住民にとって最も身近な自治体として、県との連携を図りながら、地域に密着したきめ細かい人権教育・人権啓発活動を実施するとともに、地域社会で行われる研修等の自主的な取組への支援などの推進が求められます。また、人権施策推進の取組について、市民・町民の意見を反映するために、推進組織等の設置が求められます。

県の取組

県は、国や市町等と連携した積極的な人権教育・人権啓発活動の推進や、市町や民間団体等の自主的な取組への支援を行うとともに、広域的な領域を担当するなどの役割を果たします。

推進体制

○県の取組体制

- ・山口県人権施策推進審議会の意見を聴きながら、人権に係る施策を総合的に推進します。
- ・人権施策推進連絡会議（庁内組織）により、人権に係る諸施策を円滑に推進します。

○自主的な取組への支援

県民等の自主的な取組を支援するための条件整備の取組を進めます。

○民間団体、企業、行政の連携・協力

民間団体や企業、行政が相互に連携し、協力して取組を進めます。

— 令和6年(2024年)12月 編集・発行 —

山口県	環境生活部 人権対策室	〒753-8501 山口市滝町1番1号 電話 083-933-2810
URL	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/36/	
MAIL	a121002@pref.yamaguchi.lg.jp	

山口県人権推進指針

（令和6年度改定版）

～県民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして～

概要版

山口県

指 針 の 趣 旨 と 性 格

山口県では、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために、「山口県人権推進指針」を平成14年(2002年)3月に策定しました。

この指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針です。

人権をめぐる状況と課題

我が国においては、日本国憲法の基本的人権の保障を具体化するため、法制度の整備など、さまざまな取組が行なわれてきました。県においても、指針の策定後、人権教育・人権啓発及び個別の人権諸施策を、指針の基本理念に基づき総合的に取り組んでおり、県民の人権に対する関心も高まり、理解も深まってきています。

しかし、今日の社会においては、差別問題だけではなく、政治的要因、経済的要因、あるいは社会的要因などにより、基本的人権の享有が阻害されるという問題なども含めて、さまざまな人権問題が見受けられます。

指針の基本理念・キーワード

基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して**自由で平等**な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない**尊い生命**(いのち)の主体者であるという、**人間尊重**を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

キーワード

基本理念に基づいたさまざまな取組を進めるため、「**じゅう**」(自由)、「**びょうどう**」(平等)、「**いのち**」(生命)をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

じゅう (自由)

だれもが、人として大切にされ、自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします。

このため

県民一人ひとりが、自由にものごとを考え、自由の意義を理解し、自ら決定していくことが大切となります。

びょうどう (平等)

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。

このため

県民一人ひとりが、平等に権利を有していることを理解し、お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切となります。

いのち (生命)

だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。

このため

県民一人ひとりが、かけがえのない生命を大切にし、安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります。

施 策 の 推 進

人権を尊重した行政の推進

- 県民の人権を尊重するという視点に基づき、行政を推進します。
- 人権尊重の視点に立っての業務の点検や見直し、情報公開の推進や個人情報の保護など人権に配慮した取組を推進します。
- 職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚がもてるよう、職員研修を充実します。

人権教育及び人権啓発の推進

□人権教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

ア 学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

イ 地域社会における取組

人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、市町との連携を図りながら、職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

ウ 家庭教育への支援

家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実に努めるなど、家庭教育への支援に努めます。

□人権啓発の推進

ア 基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を推進します。

イ 県民の自主的な人権学習の取組を促進するため、市町における啓発指導者の養成を推進します。また、指針の活用を促進するとともに、必要な情報の提供に努めます。

ウ 県民の理解と共感が得られる啓発内容や効果的な啓発手法について検討します。

相談・支援体制の充実

□相談体制の充実

人権に関する相談に的確に対応するため、相談機関相互の連携が図られるよう努めます。相談機関に関する情報の提供を推進します。

□相談者等への支援の推進

県民の利用しやすい相談・支援体制の充実に努めます。

分野別施策の推進

- | | | | |
|-------------------|----------------|---------------|--------------|
| ○男女共同参画に関する問題 | ○子どもの問題 | ○高齢者問題 | ○障害者問題 |
| ○部落差別(同和問題) | ○外国人問題 | ○罪や非行を犯した人の問題 | ○犯罪被害者と家族の問題 |
| ○環境問題 | ○インターネットにおける問題 | ○プライバシーの保護 | ○拉致問題 |
| ○インフォームド・コンセントの推進 | ○感染症の問題 | ○ハンセン病問題 | ○性の多様性に関する問題 |